

令和8年4月採用の教育相談員（特別支援教育相談）の募集について

これまで、教育相談業務は、市会計年度任用職員が不登校や性格・行動の悩みに対して、心理や教育の専門家とともに解決方法を考える「教育相談」と、発達面での懸念があり特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育や就学に関する「特別支援教育相談」に取り組んできました。

令和8年度から教育相談業務を民間事業者へ委託し、特別支援教育相談業務を市会計年度任用職員が取り組み、相談員間の連携、学校や関係機関との連携を強化し、新体制で取り組むため、6人を募集し採用するものです。

1 職務

特別支援教育相談業務を主担当とし、必要に応じて教育相談業務を行う。

（1）特別支援教育相談

- ・就学に関する保護者及び教員からの相談
- ・学校及び関係機関との連携（学校訪問含む）
- ・必要に応じて相談児童・生徒の発達検査、行動観察の実施

※発達検査は、教育相談室及び教育相談室分室、指導課長が指定する場所で実施する。

- ・関連する会議への参加
- ・就学相談保護者説明会の運営
- ・就学支援委員会、特別支援教室入室判定委員会の運営及び委員会の電子資料の準備
- ・チャレンジクラスの入級に関する相談
- ・教員及び市関係者向けの研修会の実施

（2）教育相談

- ・教育相談窓口の対応
- ・民間委託の教育相談員との支援に向けた調整
- ・指導課長が命ずるカウンセリング業務 等

2 求める職員像

令和8年度より、新体制での運営が開始されるにあたり、限られた予算の中で、相談しやすい環境づくりを積極的に推進し、相談に訪れる児童生徒や保護者の支援を最優先に考えることができる職員を求めます。教育相談員として、自身の専門的なスキルを十分に発揮しながら、他の相談員や関係機関と円滑に連携し、より良い支援を提供するための調整や取り組みを行えることが期待されます。

また、教育相談員は稻城市の職員であることから、市の方針に基づき、社会状況の変化や課題に柔軟に対応し、組織の一員として積極的に業務に従事する姿勢が求められます。稻城市的児童生徒のために一緒に取り組んでいただける方をお待ちしています。